

茨城、昭50不7、昭52.4.4

命 令 書

申立人 X 1

〃 X 2

被申立人 日立工機株式会社

主 文

被申立人は、申立人X 1 及び同X 2に対する昭和50年5月15日付配転命令を取消すと共に、同年6月20日付懲戒解雇を取消し、X 1を佐和工場内の原職相当職に、X 2を勝田工場内の原職相当職に勤務させなければならない。また、被申立人は、同人らに対し、解雇の日の翌日から工場勤務する日までの賃金相当額を支払わなければならない。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人日立工機株式会社（以下会社という）は、肩書地（編注、勝田市）に本社、東京都千代田区に営業本部を置き、勝田工場（勝田市武田）、佐和工場（勝田市足崎）及び笠間工場（笠間市寺崎）の3工場を有すると共に、東京都、大阪府等全国に8営業所を有し、電動工具、理化学機器（精機ともいう）及び電算機用ラインプリンター等の製造販売を業とする株式会社である。

会社従業員総数は、昭和49年9月現在で約3,570人であったが、人員整理等の結果、昭和50年8月現在で約2,610人となった。

(2)ア 申立人X 1（以下X 1という）は、昭和32年4月1日に入社し、50年6月20日

に懲戒解雇されるまで会社に勤務していた。

また、X 1は、32年6月に、会社従業員をもって組織する全日本電機機器労働組合連合会日立工機労働組合（以下組合という）に加入し現在に至っている。

なお、X 1の職歴及び組合活動歴は次のとおりである。

| 職歴 | 組合活動歴 |
|----------------------|---|
| 昭32.4.1 入社、勝田工場設計課配属 | 昭32.6 組合加入 |
| 昭35. 生産技術課異動 | 昭36 青年婦人部幹事（1年間） 昭38 代議員 昭39〃（副議長） 昭40〃（議長） |
| 昭40.8 組合専従となり休職 | 昭40.8 執行委員 教宣部長 昭41.8〃〃 昭42.8〃書記長 昭43.8〃副委員長 |
| 昭46.8 佐和工場生産技術課に職場復帰 | ∫ |
| 昭47.3.25 佐和調査異動 | 昭47.3〃〃 |
| 昭50.5.15 大阪営業所異動内示 | |
| 昭50.6.20 懲戒解雇 | |

イ 申立人X 2（以下X 2という）は、昭和42年3月10日に入社し、50年6月20日に懲戒解雇されるまで会社に勤務していた。

また、X 2は、42年6月組合に加入し現在に至っている。

なお、X 2の職歴及び組合活動歴は次のとおりである。

| 職歴 | 組合活動歴 |
|------------------------------------|--|
| 昭 42. 3. 10 入社、勝田工場理器課配属（組立作業に従事） | 昭 42. 6 組合加入 昭 43. 6 青年婦人部評議員 昭 44. 6〃幹事 昭 45. 6〃青婦部長 |
| 昭 46. 2. 21 精機製作課（理器課の名称変更） | ∫ |
| 昭 47. 6. 21 精機検査課サービス係（サービス員）異動 | 昭 47. 3〃〃 |
| 昭 47. 8. 21 精機技術課サービス係（サービス係の名称変更） | |
| 昭 47. 9. 17 腰椎椎間板ヘルニアで入院療養 | |
| 昭 48. 4. 2 出社 | |
| 昭 50. 2. 6 精機営業部（勝田勤務）異動 | |
| 昭 50. 5. 15 精機営業部（東京勤務）命令 | |
| 昭 50. 6. 20 懲戒解雇 | |

2 組合分裂・統一の経過及び不当差別提訴団について

- (1) 組合は、昭和 46 年の春闘では長期スト体制を組織するなどして闘っていたが、6 月 16 日春闘妥結を機に組合員 25 人（主任クラス）が、従来の組合運動のあり方を批判すると共に組合を脱退し、日立工機新労働組合（以下新組合という）を結成し、分裂後 1 ヶ月で旧組合員約 900 人、新組合員約 2,200 人と組織人員に激変が生じた。
- (2) 昭和 46 年 3 月 16 日、分裂後約 9 ヶ月で組織的には新組合を解消して組合統一となつたが、統一の実態は新組合への吸收合併であった（統一時の旧組合員約 300 人、新組合員約 2,800 人）。
- (3) X 1 及び X 2 は組合の副委員長、青年婦人部長として、分裂に際しては、新組合の活動方針を批判し、組合の組織を守るための諸活動を行い、統一に際しては、無原則的な統一は眞の労働者の団結強化とはならないと、ビラを配付するなどして反対した。統一後においても、X 1 及び X 2 ら旧組合活動家は、職場の合理化問題に対してオルグ活動を展開した。とりわけ、X 1 、 X 2 ら 10 人は、昭和 48 年 10 月 20 日当委員会

に 47 年年末一時金及び 48 年夏季一時金の取扱いにつき不当労働行為救済を申立てた（茨労委昭和 48 年（不）第 9 号事件、以下この不当労働行為救済申立を地労委救済申立という）のを機会に、不当差別提訴団を結成し、地労委の審問過程における問題点を明確にしながら、これと職場の合理化問題を結びつけ、合理化政策批判等を内容とするビラ活動（「ほほえみ」1～61 号及び号外の配付）、オルグ活動を職場の内外で積極的に行った。特に 50 年 2 月の臨時員 280 人の雇止め問題（組合は 1 月 22 日了承した）について、臨時員に対する不当な差別であるとして反対するビラ活動及び 50 年 5 月の 520 人の希望退職者募集問題（組合は、16 回の団交を経て 4 月 16 日全面撤回から条件闘争に方針を転換し、5 月 15 日の組合員全員投票の結果、5 月 21 日から 5 月 30 日までの希望退職募集を了承した）について、当初から一貫して実質的な首切り合理化であるとして反対するビラ活動を行った。

なお、組合は地労委救済申立については、個人申立であり、組合としては静観する旨を決定し、49 年 4 月 2 日と 50 年 1 月 28 日、不当差別提訴団に対し地労委救済申立問題に便乗してビラ活動（「ほほえみ」の配付）をしないよう警告した。

また、会社も 48 年 10 月 10 日、合理化問題を掲載したビラを配付した不当差別提訴団に対し、虚偽の内容を記載したとして注意を行った。

3 事件発生に至るまでの事実経過

(1) X 1 について

ア X 1 は、昭和 46 年 6 月 16 日の組合分裂以後、組織人員が減少したことから非専従執行委員となり職場復帰することになったが、復帰先の交渉が難行し、結局 8 月佐和工場生産技術課に配属された。

イ 昭和 47 年 3 月 16 日組合が統一し、X 1 は統一後初の評議員選挙（3 月 29 日）に生産技術課の選挙区から立候補し選挙活動を行っていたが、投票日を目前にした 3 月 25 日、ポーランド向電動工具製造プラント輸出計画を担当するプロジェクトチーム（佐和調査）への異動を命じられ、選挙区が総務関係に変るため立候補を断念した。

ウ X 1 は、昭和 47 年 7 月ポーランドプラント輸出計画の第 1 回見積書提出と前後して他の佐和調査員 5 人が原職場に復帰していたことをあげて、8 月以降原職場復帰を強く要求していた。

エ ところで、ポーランドプラント輸出計画は昭和 48 年 7 月の最終見積書提出で資料作成作業は一段落となり、10 月には 51 年まで交渉延期の状態となった。この当時佐和調査に残留していたのは、B 1 副技師長、C 1 主任技師と X 1 の 3 人であり、X 1 は若干のプラント関係業務を整理したのち、主として佐和調査において、家庭用電動工具新製品開発プロジェクトチームの仕事（他社製品のスケッチ、丸のこ、角のみのアタッチメント、刃砥グラインダーなどの図面作成）の手伝いを行っていた。そこで X 1 は、設計業務をさせるなら設計関係に異動させるのが当然であると要求していた。

オ 昭和 49 年 12 月には C 1 主任技師も生産技術部に異動したため、佐和調査員は本件配転に至るまでは B 1 副技師長と X 1 の 2 人だけとなっていた。

(2) X 2 について

ア X 2 は昭和 47 年 5 月 15 日、精機検査課精機サービス係（技術サービス員）の異動命令を受けたが、精機製品の保守点検、アフターサービスのため日製産業㈱大阪営業所へ駐在派遣になるから不当配転であるとして組合に苦情処理を申入れ、2 回の団交が行われたが、結局、X 2 は 6 月 21 日、精機検査課精機サービス係（8 月 21 日、精機技術課サービス係に名称変更）に異動となり、9 月 20 日までの予定で駐在派遣のための教育実習に入ったが、9 月 17 日、腰椎椎間板ヘルニアで入院し、その後病欠となった。

イ X 2 は、昭和 48 年 3 月 3 日退院し、4 月 2 日出社以降、サービス員は前屈位中腰作業を必然的に伴うので、病状からサービス員として不適格であるから職種転換してほしい旨を再三要求していた。会社は、4 月 4 日、直接担当医から「重量物を持つことと中腰作業は絶対にしてはいけない。3 ヶ月間は週 2 ~ 3 回通院加療し、その後 1 年間は注意が必要である。」との病状を伺い、X 2 の駐在派遣を延期する

ことにし、X 2は、出社後当分の間、サービス員としての勉強（サービスマニュアル取扱説明書等の勉強）を行い、秋頃からサービス関連業務（サービス諸統計、会議資料作成、サービスインフォメーション配付、既納先台帳管理、サービス部品管理）を担当し、業務係等他の係も部分的に手伝っていた。

ウ 会社はX 2に対し、昭和48年5月18日、日製産業㈱大阪営業所へ2週間の出張を命令したが、X 2は長期間出張業務を禁ずる（約1年間の見込）旨の診断書等を提出して拒否したため、会社はこの出張命令をとりやめた。

エ X 2が入寮していた隣の空部屋を一時無断使用したことに関し、会社は昭和49年8月20日、寮自治会からの退寮要請もあり、退寮処分を行った。この問題については、9月27日、X 2は水戸地方裁判所に占有妨害禁止等仮処分申請を行い、9月30日同仮処分の決定があった。その後においても会社は、同仮処分は寮生としての身分を認めるという内容ではないので退寮処分に従えと、占有妨害禁止区域以外の使用を禁止するとか、寮費等の天引きをしなくなった。

4 本件配転命令の内示に至る経過

(1) 昭和49年夏頃から次表のように会社の業績が悪化した。

| 業績推移表 | | | | | | (単位 百万円) |
|----------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|----------|
| 期別 項目 | 48年9月期 | 49年3月期 | 49年9月期 | 50年3月期 | 50年9月期 | 備考 |
| 売上高 | 14,407 (89) | 16,161 (100) | 15,523 (96) | 12,803 (79) | 15,251 (94) | |
| 生産高 | 15,276 (80) | 19,026 (100) | 20,647 (109) | 11,043 (58) | 12,824 (67) | |
| 在庫高 | 3,655 (61) | 5,947 (100) | 11,106 (187) | 8,992 (151) | 5,192 (87) | 期末在庫 |
| 借入金 | 148 (24) | 628 (100) | 5,605 (893) | 6,909 (1,100) | 5,239 (834) | 期末残高 |
| 経常損益 | 1,691 (127) | 1,327 (100) | 674 (51) | △ 506 (-) | △ 143 (-) | |

注()は49年3月期を100とした指數

会社はこの業績不振打開のため、昭和49年7月から会社再建対策に取組み、経費節減対策（統制可能費節減、残業規制、グリーン車利用の廃止、部課長月俸減額）、減

量対策（部課の廃止統合と職制の降格、帰休、ラインストップ、臨時員 280 人の 2 月末日雇止め、520 人の希望退職募集）及び拡販対策を実施した。

この拡販対策というのは、営業活動の強化として営業部門組織の整備強化と工場から営業部門への大量動員を行うことであった。

(2) X 1について

ア 工場から営業部門への営業動員は、従来（昭和 49 年 6 月から 50 年 2 月まで）の約 120 人に加えて、さらに昭和 50 年上期営業動員として当時サービス部を独立させて設立が予定されていたサービス会社要員 18 人を含め 100 人の営業動員計画が 2 月上旬までに策定され、次のように工場から営業へ 82 人の動員が行われることになった。

(ア) 営業所・特約店への異動者は 35 人とし、A B 職群（企画、執務職）から、販売店、日立工機電動工具センターへの応援者は 47 人とし、C D 職群（技能職）の指導員を主体として一部を F 職群（監督指導職）から選出する。

(イ) いずれも 40 才未満の男子を対象とする。

(ウ) 動員者は赴任前、営業教習所（佐和工場）で 1 ヶ月間の教育実習を行う。

(エ) 82 人の部門別割当を下表のとおりとし、具体的な人選は部門別に行う。

昭和 50 年上期営業増員グループ別割当内訳

| 工場別 | グループ別 | 異動 | 応援 | 計 |
|------|--------|-----|------|------|
| 佐和工場 | B 2 役員 | 4 人 | 21 人 | 25 人 |
| 勝田 | B 2〃 | 5 | 9 | 14 |
| | B 3〃 | 3 | 5 | 8 |
| 笠間 | B 4〃 | 19 | 12 | 31 |
| | B 5〃 | 4 | | 4 |
| 工場 | 計 | 31 | 26 | 57 |
| 合 計 | | 35 | 47 | 82 |

これをうけて 2 月中旬、佐和工場において、異動者は、①現在の担当業務を中止又は廃止しても工場運営に支障のない部署にいる者②現在の担当業務を統合又は合理化して人員を浮かせる部署にいる者から選出するという異動人選基準を決定した。

イ 会社は、昭和 50 年 3 月 4 日の生産審議会において、組合に対し、希望退職募集と共に 100 人営業動員計画を説明し協力を求めた。

ウ 会社は、昭和 50 年 3 月 21 日に、3 月 21 日付異動者（第 1 次異動者）と 4 月 21 日付異動者（第 2 次異動者）の内示を同時にを行い、5 月 15 日には、5 月 15 日付異動者（第 3 次異動者）の 1 人として X 1 に大阪営業所配転の内示を行った。この異動内示予定者は別表のとおりである。

これに対し、X 1 は、①50 年 1 月に自宅を新築し両親を引取る予定であり、事前に本人の事情を聴取していないのは、労働協約第 16 条の 4 覚書「会社は転居を伴う転勤出向の場合は、本人の事情も十分考慮する」に違反すること②組合活動に対する仕返しであること等を理由に拒否した。

別表 異動内示予定者部門別一覧表

| No. | 担当役員名 | 工場別割当人員 | 担当部長名 | 所属部課 | 3月21日内示者 | | 5月15日内示者 (5月21日付異動) | 備考 |
|-----|------------|--------------|---------|---------|----------|----------|------------------------|--|
| | | | | | 3月21日付異動 | 4月21日付異動 | | |
| 1 | B 4 19人 | B 6 | 製品検査課 | C 2 | | | | |
| 2 | | | | C 3 | | | | |
| 3 | | | | C 4 | | | | |
| 4 | | | 電子検査課 | C 5 | | | | |
| 5 | | | | C 6 | | | | |
| 6 | | | 精密検査課 | C 7 | | | | |
| 7 | | | 部品検査課 | | | C 34 | C 37 | 「C 24」は異動発令に名前なし。 |
| 8 | | | B 7 | 資材課 | C 8 | | C 38 | 「C 8」は実習中の4月24日退職した。 |
| 9 | | | | 電子精密資材課 | C 9 | | | |
| 10 | | | | | | C 25 | | |
| 11 | | | 外注課 | | | C 26 | | |
| 12 | | | B 8 | 原料課 | C 10 | | C 39 | 「C 10」は実習中の4月3日退職した。 |
| 13 | | | | C 11 | | | | |
| 14 | | | B 9 | 原料部 | C 12 | | C 40 | 「C 12」は5月1日赴任を止め5/30希望退職 |
| 15 | | | | 工具課 | | C 27 | | |
| 16 | | | | 鋳造化成課 | | C 28 | | |
| 1 | B 3 3人 | B 10 | 電子設計部 | C 13 | | | | |
| 2 | | | 電子製造部 | | | C 41 | | 「C 14」は異動発令に名前なし。 |
| 3 | | | 機械課 | | | C 29 | | 「C 29」は赴任後5/30希望退職した。 |
| 4 | | | | | | C 30 | - | 「C 30」は5月21日赴任を止め5/30希望退職 |
| 5 | | | B 11 | 設計課 | C 15 | | | |
| 6 | | | | 製作課 | C 16 | | | |
| 1 | B 5 4人 | B 12 | 事務管理課 | C 17 | | | | |
| 2 | | | | C 18 | | | | |
| 3 | | | | | | C 31 | | |
| 4 | | | B 13 | 勤労課 | | C 32 | | |
| 1 | B 2 5人 | B 14 勝田工場 | 製作課 | C 19 | | | | |
| 2 | | | | C 20 | | | | |
| 3 | | | | | | C 33 | | 「C 33」は実習中の4月30日病気により異動発令取消となり、病状改善により、7月21日再び異動発令となる。 |
| 4 | | | | | | C 34 | | |
| 5 | | | | | | C 35 | | |
| 6 | | B 15 佐和工場 | 特殊電動工具課 | C 21 | | | | |
| 7 | | | 金工 | C 22 | | | | |
| 8 | | | 木工家工 | C 23 | | | | |
| 9 | | | 電工課 | | | C 36 | | |
| 10 | | | B 1 | 佐和調査 | | | X 1 | 「X 1」は6月20日懲戒解雇 |

(注) 1 (株) 日立工機原町工場からの転属者(3人)は、B 2 役員担当(勝田工場)である。

2 「」で抹消している者は、内示されていない者である。

(3) X 2について

ア 営業強化の一環として、従来の電動工具関係の電動工具営業本部直接販売体制と精機関係の日製産業㈱委託販売体制(勝田工場の精機技術課サービス係が営業関連業務を担当)の両営業部門を統合して、昭和49年8月21日、東京に営業本部が設置

され、この中に精機営業部が新設されて、従来勝田工場にあった精機技術課サービス係の業務が精機営業部に移管されることとなった。

このサービス係の精機営業部移管は、逐次進められ、50年2月6日付をもって、サービス部品関係と既納先台帳管理を除いて（これらは、勝田工場の電子精機技術課精機係に移管された）、サービス係の業務はすべて精機営業部に移管されることになった。

イ そこで会社は、昭和50年1月23日、X2に対し、サービス係の精機営業部移管に伴い精機営業部異動となる旨伝え、診断書の提出を求めた。X2は、2月3日、会社に、6ヵ月間の出張業務の禁止及び当分の間通院治療を要する旨の診断書を提出了。会社は、2月6日、X2と日製産業(株)派遣中の駐在員10人の計11人を精機営業部へ異動発令した。

これに対し、X2は、①サービス業務をやると病気が再発すること ②地労委救済申立の維持ができなくなること等の理由で異動を拒否した。同日、会社は、X2は精機営業部員として本来勤務地が東京へ変更になるわけであるが、長期間出張業務を禁ずる旨の診断書等から判断して、勝田工場に勤務させることにした。X2は、2月12日から勝田工場において、従来やっていた諸統計、サービスインフォメーションの配付を継続してやるほか、東京の精機営業部から持って来た仕事（特約店別精機製品取扱高集計、資料作成、受注実績集計）等の業務を行っていた。

ウ 会社は、昭和50年5月7日、精機営業部の業務が多忙の状態となっているので東京においてサービス業務に就いて欲しい旨をX2に伝え、さらに、X2の通院状況を会社の健康保険組合を通じて調査した。その調査の結果、2月2回、3月0回、4月1回の通院状況であることが分かったので、会社は、5月15日、X2に対し5月21日付東京勤務を命令したが、X2は、①地労委救済申立の維持ができなくなること ②ヘルニヤの自覚症状が消えていないこと ③3月16日結婚し妻が佐和工場総務部に勤務していて共稼ぎができなくなるなどの事情を考慮していないこと等を理由に拒否した。

5 本件解雇に至る経過

(1) X 1 及び X 2 は、昭和 50 年 5 月 20 日、組合に不当な業務命令には応じられないとして苦情処理を申入れた。

会社は、5 月 21 日、X 1 に対しては同日付で営業へ行くことを命令し、X 2 に対しては 5 月 27 日から東京勤務に就くよう命令したが、X 1 及び X 2 は苦情処理申入れ中は、現状凍結であるとしてそれぞれ拒否した。また、組合は、同日、X 1 及び X 2 に対し苦情処理につき事情聴取を行い、5 月 22 日、組合が認容していない地労委救済申立問題を理由とするのでは苦情処理として取上げないと決定した。

(2) 両名は、5 月 26 日及び 30 日、会社に、配転は不当労働行為であり、労働条件・生活等に重大な影響ある旨の配転撤回申入書を提出した。

なお、5 月 30 日付希望退職者 527 人中に営業部門関係者 25 人、今次営業動員者で営業赴任者 2 人が含まれている。

(3) 会社は、6 月 11 日両名に対し、各別に説得を行ったが、X 1 は、①地労委救済申立係争中に大阪に転出するのは、立証活動・情報収集が事実上不可能となり、審問維持が難しい ②希望退職で工場内に欠員が生じたはずであるから工場内で協力したい、と理由を追加して異動を拒否した。

(4) 両名は、6 月 13 日、当委員会に実効確保の措置要請を行い、6 月 16 日、会社に最終的返事として配転を拒否する旨回答した。同日会社は、①両名の拒否理由は正当性を欠き、転勤を拒否しうるような特別事情とは認められないと ②もはや説得の限界であること、などから規律保持上、懲戒解雇もやむなしと判断し、組合と事前協議を行った。6 月 19 日、組合は両名に対し、転勤命令に応ずる方向で対処するよう要望した。同日、当委員会は会社に対し、「両名に対する配転命令の実施を、昭和 48 年（不）第 9 号事件の審査継続中は保留すること」との実効確保の措置勧告を決定、連絡したが、会社は、これに従わず、6 月 20 日、両名に対し、それぞれ懲戒解雇を伝達した。

(5) 両名は、7 月 19 日、組合の役員選挙に立候補したところ、組合は、同日、評議員

会において両名の組合員資格を喪失させる決議を行った。両名は、7月23日、水戸地方裁判所に組合員身分保全仮処分申請を行ったところ、7月25日、同仮処分決定があり、組合も、7月29日、評議員会において、先の組合員資格喪失決議を取消した。したがって両名は現在も組合員である。

第2 当委員会の判断

1 当事者の主張

X1及びX2は、本件配転及び解雇は、会社が、各種組合役員を歴任した中心的組合活動家として、職場の合理化問題の追及、労働条件の改善等のため、活発な組合活動を展開している両名の組合活動を嫌悪し、両名を不可分一体のものとして、その組合活動の拠点となっている工場から放逐するためになされたものであり、さらに、地労委救済申立の維持を事実上不可能にするものであると共にその申立に対する報復としての不利益取扱いであると主張する。

一方、会社は、X1に対する異動は、営業動員計画に沿い適正に人選したものであり、X2に対する勤務地変更は、精機営業部業務の統合処理という業務上の必要に基づくものであり、さらに、両名は正当な転勤命令を拒否し、1ヵ月に及ぶ説得にも全く応じなかつたため、やむなく規律保持上懲戒解雇を行ったもので、何ら不当労働行為となるものではないと主張する。

2 X1及びX2の組合活動について

X1及びX2が組合分裂前及び分裂中においても、組合活動家であったことについては異論のないところであるが、組合統一後、両名は、彼らの組合活動の基盤である旧組合の勢力の減退により、いずれも組合役員になりえなかったものである。しかし、平組員であるが、旧組合派の中心人物として情宣活動、反合理化闘争を推進してきたのである。特に、賃金差別についての地労委救済申立、臨時員雇止反対、希望退職募集反対運動などの活動を行っており、これらの活動やビラ配付などについては、彼らの所属する労働組合（統一した組合）から批判され、統制上の問題にまで発展しかねない実情にあった。

組合員は組合の統制に服し、団結の強化をはかるのが一般的原則であるが、組合活動については、組合指令の有無、指令無視などの問題よりも、その活動が労働組合法第2条本文にいう「労働条件の維持改善」「労働者の経済的地位の向上」に適合するか否かが判断の中心であると考える。X1及びX2の活動のうちには、組合指令に適合しない部分がないわけではなく、また、X1らはきわめて少数派であり、焦躁感のあまりその活動面においても若干協調性の欠けた独善的傾向がみられなくはない。

しかし、その活動が組合及び組合員の利益を害する面があったとは思えず、また、活動の目的は上記労働組合法第2条の目的から逸脱しているとも考えられない。以上のように両名の活動は組合活動とみられるのである。

次に、その正当性について判断するに、ビラの内容につき注意をされたことはあっても、会社から、本件配転拒否問題以外については、正式に処分された事実もなく、会社から不当性の主張もなされていないのであり、当委員会としては、両名は正当な組合活動を推進してきたものと判断する。

3 X1及びX2に対する会社の態度について

X1及びX2が分裂前の組合活動家であり、かつ組合分裂中においても少数派(旧組合)の中心的活動家であったという事実、新組合との統合問題について最後まで反対していた事実、統一後もなお会社の合理化政策に反対していた事実及び地労委救済申立の推進者であるという事実などは明白である。他方、会社は不況脱却のため強く合理化政策を打ち出さざるをえないという状況下におかれていたのに加えて、X1及びX2の非妥協的にしてかつ直情徑行的性格などからみて、会社が両名に対し嫌悪の情を抱いていたことも推定できないではないが、とくにX1に対しては職場復帰に際し、交渉が難行し、結局、勝田工場から佐和工場に所属を替えたこと及び昭和47年8月以降の原職復帰の要求を無視し、プラントプロジェクトチームが実質的に解消に近い状態になっていたにもかかわらず、X1のみ佐和調査に残し設計業務に従事させていることが明白である。

次に、X2に対しては、腰椎椎間板ヘルニアのためサービス員として駐在員派遣の延期を決定した直後にも大阪への出張命令を出すなど、同人の病気を理由とする再三の職

種変更の要求を拒否して、あくまでもサービス員として派遣することに固執していること及び退寮問題に関して水戸地方裁判所の仮処分が出たにもかかわらず、退寮せざるをえないような取扱いを強行していることが明白である。

以上のことから、会社がX 1 及びX 2 を嫌悪していたと推定できるのであり、その主たる動機は両名の旧組合派としての活発な組合活動にあったと判断できるのである。

4 X 1 及びX 2 の配転・解雇の当否について

(1) 昭和 49 年以降の企業業績の悪化に伴い、会社がその打解策として広範な合理化政策を推進せざるをえない状況にあり、その一環として営業活動を強化する必要性のあったことは明白である。他方、50 年 5 月 21 日から 30 日まで希望退職の募集が行われ、それにより 527 名が退職したため、これに伴う配転も必要であり、当時において、労使ともにかつて経験したことのない非常事態におかれていたと思われる。

会社は、X 1 及びX 2 の配転もこの一環として行われたものであり、組合活動を理由とする不当労働行為ではない旨主張する。

(2) X 1 の配転・解雇について

ア この点について、まずX 1 を配転させる必要性について判断するが、一般に正当な組合活動を行っている者に対する配転命令と不当労働行為の関係については、配転の業務上の必要性のみならず、人選の客観的合理性の有無が判断の中心となるものと考える。とくに本件のごとく、会社が正当な組合活動を嫌悪している場合においては、上記 2 点についての判断は慎重を要するのである。

イ 昭和 50 年上期営業動員の 35 人異動計画については、3 月 21 日までに第 1 次異動内示予定者 22 人、第 2 次異動内示予定者 13 人の具体的な人選を決定し、内示予定者としては 35 人の計画動員数を達成したことになる。この第 1 次・第 2 次異動内示予定者にX 1 は含まれておらず、組合が希望退職に応ずる旨全員投票で決定した日である 5 月 15 日に、第 3 次異動者 6 人を内示し、この中にX 1 が含まれているのである。

ウ 会社は、第 3 次異動内示者 6 人のうちには、第 1 次・第 2 次異動予定者に自主退

職等のため欠員が生じ、その欠員補充として内示された者 4 人が含まれており、当初計画の第 3 次動員数は 2 人であり、それは X 1 と C37 であると主張するが、①第 1 次・第 2 次異動内示者（第 1 次・第 2 次異動内示予定者 35 人のうち 2 人については内示していないため、内示者は 33 人である）に対し、第 3 次異動内示者は、きわめて少数であること②第 1 次・第 2 次異動内示が同一日付（3 月 21 日）でなされ、第 3 次異動内示はその約 2 カ月後の希望退職者募集が、具体化した 5 月 15 日に行われていることが特徴的であり、第 1 次異動内示予定者であった C14 と第 2 次異動内示予定者であった C24 については、業務上の都合などにより、正式に内示していないという事実を併せ考えると、X 1 ら 2 人の第 3 次異動内示についても他の 4 人の内示と同様に補充的性格を有すると考えられる。当時予定されている大量の希望退職者の応募状況いかんによっては、再度人員配置の必要性が生ずることも予測できるのであるから、補充的性格を有するこの第 3 次動員を強行せざるをえない必然性は、かならずしも充分とは思われない。

エ さらに会社は、①現在の業務を中止又は廃止しても、工場運営に支障のない部署にいる者等から人選するという基準を定め、ポーランドプラント輸出計画業務が終了していた佐和調査を、昭和 50 年 4 月に解消することに決定し、X 1 を第 3 次異動対象者に決定したこと②これは佐和工場への異動割当人員（4 人）を完全消化するためであると主張するが、①佐和調査の本来の業務は、すでに昭和 48 年 10 月頃から殆どなくなっており、X 1 のみが佐和調査に残留させられ、設計業務の手伝いを行っていたにすぎない。しかるに X 1 は、第 1 次・第 2 次異動に際しては対象外となり、きわめて動員者の少ない第 3 次異動に唐突に人選されたこと、②動員数は、担当役員別及び工場別に前もって割当てられているが、結果として若干の調整もなされていることからみれば、動員割当の消化について担当役員・工場間に流動性が全く存しないとは思われないことからみて、X 1 を第 3 次異動に人選した必要性及び理由の合理性は、会社の疎明をもってしては不充分である。

以上の事実からみて、X 1 の配転は必ずしも業務上の必要性のみによるものとは

判断できがたいのである。

オ 会社が、当委員会の昭和 50 年 6 月 19 日付の「配転命令の実施を昭和 48 年（不）第 9 号事件の審査継続中は保留すること」との実効確保の措置勧告を無視して、同事件の中心的人物である X 1 に対し、6 月 20 日付で配転命令に従わないことを理由に解雇したのは、妥当性を欠く措置である。会社は、過去の審問状況（月 1 回程度）から審問出席について便宜を図れば充分対処できるはずであると主張するが、X 1 は、継続中の地労委救済申立における申立人代表者であり、しかも、係続中の事件が主として考課査定に関する複雑な内容であり、審問における疎明、反対尋問及び他の申立人との連絡などのために多大の準備を要するのであるから、佐和工場から大阪への配転は、X 1 の上記諸活動に重大な支障をきたすことは明白である。また、X 1 が從来推進してきた組合活動についても、大阪配転により重大な支障を生ずるのである。

さらに、個人的にも自宅を新築（昭和 50 年 1 月）し、家族を扶養しているのであるから、遠く大阪の地に異動することによって家庭生活上の不利益も生ずることとなる。

カ かつてない深刻な不況下にあって、合理化、臨時工の雇止め、大量配転及び希望退職募集等の必要性が生じ、会社としては組合を説得し、ようやく合意を得たという経過からみて、この間これら会社の方針にことごとく反抗し、協力的姿勢に欠けている X 1 に対し、会社がこれを嫌悪するのは無理からぬ点もあるが、会社の配転命令は業務上の必要よりも、組合活動及び地労委救済申立に関する活動を理由とするところに重点があり、本件配転命令及びその拒否を理由とする解雇は、いずれも労働組合法第 7 条第 1 号及び第 4 号に該当する不当労働行為であると判断する。

(3) X 2 の配転・解雇について

ア X 2 の配転問題は、X 1 の場合と若干趣きを異にする。すなわち、X 2 の場合は、彼の所属する職場の業務移管に伴うものである。X 2 は、勝田工場精機技術課サービス係で、サービス要員ではあったが、内勤者として勤務していたものである。昭

和 50 年 2 月、この精機技術課サービス係が東京の精機営業部に移管されるに伴い、X 2 についても東京への異動が問題となつたが、X 2 は主として腰痛が完治していないこと及び地労委救済申立の維持が難しくなることとの理由から東京異動を拒否したところ、精機営業部所属ではあるが、勝田工場に残留が認められ、精機設計課において精機営業部の業務等に従事していたものである。

イ これが暫定的なものであるか否かについては、当事者間に争いがあり、会社の主張するごとく、一時的、暫定的措置であり、腰痛が快癒後東京勤務するという内容のものであれば、X 2 の通院治療回数がきわめて少ないことからみて、X 2 に対する昭和 50 年 5 月 15 日の東京勤務命令はそれなりに合理性があるものと認められないわけでもない。

ウ しかし、会社が、X 1 と同様の理由から X 2 についても、その組合活動を快く思っていなかつたことは推測できるのであり、X 2 の再三の職種変更の要求（腰痛に支障のない職場）についても、サービス員派遣を延期はしたもの、2 年もの間サービス要員に固執していたのである。加えて X 1 の配転と同じ日の昭和 50 年 5 月 15 日に東京勤務命令を出しているのである。たしかに X 2 の所属する精機技術課サービス係は東京移管になっているが、それはサービス係のみであり、課それ自体が移管したわけでもなく、また、X 2 は従来からサービス係以外の係も手伝っていたのであるから、同課の他の職種に不適格とも思われないのである。また、同年 2 月からは、彼の所属する係が東京に移管した後においても、なお勝田工場で精機営業部の業務に従事していたのである。さらに、かなりの人事異動（希望退職をも含む）がなされている過程であり、再度人員配置の必要性が生ずることも予測されるのである。

以上の事実からみて、X 2 をこの時期（5 月）に東京勤務させなければならぬ必要性が顕著であったとは判断できない。

エ 会社は、X 2 の勝田工場残留のため、東京から仕事を工場へ持参するなど、多大の配慮を払っていたが、東京の精機営業部の仕事が多忙のため、それらの過分の手

間不便をかけることができなくなった旨主張するが、以上の事実のみでは、腰痛が完治したかどうか疑問のあるX 2を直ちに東京勤務させる合理的理由が充分であるとは思われない。

オ また、東京勤務した場合の業務がX 2の腰痛にいかなる影響を与えるかについても、会社は必ずしも充分な配慮をしているとは思われないのである。

他方、X 2も、再発の可能性を持つ腰痛治療の困難性が存するにしても、通院を怠っており、会社をして腰痛全治又はそれに近いと思わしめる状況を自ら作り出しているのは責められるべきであろう。

しかし、会社は、2月6日の東京勤務命令に際しては、医師の診断書を要求し、診断書の6ヵ月間出張業務の禁止及び当分の間通院治療を要する旨の診断内容を考慮して、東京勤務を延期するなど配慮しているにもかかわらず、5月15日の東京勤務命令においては、単に通院状況を会社の健康保険組合を通じて間接的に調べたのみであり、診断書の提出も求めず、また、担当医師との相談もせず、X 2に対し東京勤務を強く説得するのみであった。

カ 上記の理由及びX 2の組合活動に対する会社の従来の態度、加えてX 1と一体となって地労委救済申立に関する活動を続けてきたという事実からみて、昭和50年5月の時点でX 1と同じ日に東京勤務命令を出し、同じ日に解雇に処したのは、両名の地労委救済申立に関する活動を一体とみてなされたと判断せざるをえない。

キ 不当差別提訴団は、若年層によって結成され、X 1が代表格となり、かつて青年婦人部長であったX 2がこれを補佐し、両者一体となって地労委救済申立に関する活動を展開しているのであってみれば、前記4の(2)のオでX 1について判断したのと同様に、X 2がこの配転命令に応すれば、地労委救済申立の維持に重大な支障が生ずるのである。また、東京転勤になれば、従来展開してきた組合活動にも支障を生じ、さらに、個人的にも佐和工場に勤務している妻との別居を余儀なくさせられるなど、家庭生活上の不利益をも生ずることとなる。

ク 前記4の(2)のカでX 1について判断したのと同様の理由から、協力的姿勢に欠け

ているX 2に対し、会社がこれを嫌悪するのは無理からぬ点もあるが、会社の東京勤務命令は、必ずしも業務上の理由のみによるものとは思えず、むしろ組合活動及び地労委救済申立に関する活動を理由とするところに重点があり、本件配転命令及びその拒否を理由とする解雇は、いずれも労働組合法第7条第1号及び第4号に該当する不当労働行為であると判断する。

5 主文について

申立人両名は、請求する救済の内容として、配転及び解雇を撤回して、申立人を原職に復帰させると共に、解雇の翌日から原職に復帰するまでの賃金相当額を支払うよう求めているが、X 1の原職である佐和調査は、昭和 50 年 4 月に職制組織上解消されており、またX 2の原職である精機営業部の業務も同じく組織上東京に移管されている事実を考慮し、主文のとおり命令するのが妥当である。

第3 法律上の根拠

以上のとおりであるので、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和 52 年 4 月 4 日

茨城県地方労働委員会

会長 桜井武雄